

第190回沖縄県都市計画審議会
(令和7年度 第1回)

議案補足説明資料

- 1: 那覇広域都市計画道路の変更「3・2・14号 浦添西原線」に係る
都市計画公聴会の公述要旨及び公述に対する都市計画決定権者の見解

..... 3-1

那覇広域都市計画道路の変更に係る都市計画公聴会の公述要旨及び公述に対する都市計画決定権者の見解

3・2・14号 浦添西原線

公述人	公 述 要 旨	都市計画決定権者の見解
1	(意見の要旨) 1. 県道浦添西原線(翁長～嘉手苅)一部区間に設置するボックスカルバート延長し、清閑な住宅街の環境を確保する件 ・ボックスカルバートの延長について ① 都市計画道路変更(案)の沿線は、住宅と道路擁壁の距離が狭く騒音、粉塵、振動、排気ガス、地すべり、景観・・・等々、数多くの環境悪化が懸念されます。また、計画道路は平坦な道路ではなく上り勾配1.2%の斜路で特に自動車の加速騒音、大気汚染の懸念もあります。上記の課題を解決するために、是非ボックスカルバート工法を採用し、地域住民の懸念事項を払拭して下さいますようお願いいたします。 ② ボックスカルバートの延長が可能なら、歩道を設置することもでき児童の通学距離、時間が大幅に改善され安心・安全な通学路が確保できます。 2. 住宅街を掘削し道路工事を実施する際の地滑りの危険性について ・地すべりの危険性について ① 現道路計画は、清閑な坂田ハイツ住宅地の一端を7～8mを掘削し、幅員30mの道路で地域が分断され、10世帯が孤立します。道路の左右は、擁壁で地すべりの心配はありません。土圧は、地盤の低い町道翁長1号線側に働き地すべりが懸念されます。 ② 中部土木事務所は、2017年に計画道路周辺5ブロックで地盤調査を実施しています。観測結果は4ブロックで深度5m～10m付近に地すべりとみられる変動を確認しています。計画道路の想定すべり面に影響はしないとの事ですが変動判定は、表面には表れず内に潜んで存在する「潜在」また、すべり面存在の有無を断定できないため「継続観測」が必要との調査報告です。	都市計画原案の公述意見に対する都市計画決定権者の見解は、下記のとおりです。 記 1. 県道浦添西原線(翁長～嘉手苅)一部区間に設置するボックスカルバート延長し、清閑な住宅街の環境を確保する件について ・ボックスカルバートの延長について ①について 都市計画道路変更(案)におけるボックスカルバートは、計画道路による既存道路の機能回復を目的として整備するため、既存道路の幅員5mを確保できる延長となっています。 また、大気質、騒音、振動の項目について、環境影響評価を行っており、道路供用開始後の将来の影響を予測しております。評価の結果、翁長地点において、騒音項目で基準値を1dB(基準値65dBに対し66dBの予測値)上回る項目がありましたので、防音壁などの対策を検討するほか、供用開始後は事後調査を実施し、基準値を超える数値が確認された場合は速やかに対策を検討し基準値を下回るよう対応するとの回答を得ております。 ②について ボックスカルバート上の歩道確保については、ご意見を踏まえ、現在計画されているボックスカルバートに歩道を設けることで安全な通学路の確保に努めるとの回答を得ております。 2. 住宅街を掘削し道路工事を実施する際の地滑りの危険性について ・地すべりの危険性について ①及び②について 計画道路付近の地滑り調査については、平成29年に5ブロックの調査を実施しております。その結果5ブロックの内4ブロックは本計画から離れているため計画道路による影響は無いとの調査報告を受けておりますが、道路工事をを行う際に他のブロックも含め現況を事前に調査し、対策が必要とされた場合、関係機関と連携し対応していくこととし、また必要に応じ専門の有識者による調査を実施するとの回答を得ております。 さらに工事期間中は継続調査を行い、道路工事を進めていくことに加えて、工事着手前には、既存の家屋等の事前調査(工損調査)を行い道路工事における家屋等への影響の有無について確認を行いながら事業を進める

	との回答を得ております。 要望 ① ボックスカルバート（一部陸橋）の長さは、道路測点 121～129 の区間で検討をお願いします。 ② 計画道路周辺の地すべり継続調査をお願いします。 ③ 地盤の強度や地質などの専門の有識者による調査をお願いします。 ④ 騒音、粉塵測定は、計画道路の近辺をお願いします。 ⑤ 「沖縄県都市計画審議会」の皆様には、是非現場状況を確認していただければ幸いです。	①②③について、上記により回答いたします。 ④騒音、粉塵における工事中の調査及び供用後の事後調査は、環境影響評価に基づき近接する集落の住居との敷地境界で測定及び評価を行うとの回答を得ております。また工事期間中は、土砂掘削などの工種について、工事区域に近接する住居付近で仮設の壁（シート等によるもの）を設置し、粉塵の飛散防止及び騒音の伝搬抑制を図るとの回答を得ております。 ⑤「沖縄県都市計画審議会」における現場状況の確認については、令和 7 年 3 月に事務局側で現場状況の確認を行った内容を報告し、必要に応じて対応してまいります。 以上のことより、事業者の計画について適切に検討がされていること、また、公述意見について、事業者において事業実施段階で適切に対応していくことを確認した結果も踏まえ、都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行います。
--	---	---

那覇広域都市計画道路の変更に係る都市計画公聴会の公述要旨及び公述に対する都市計画決定権者の見解
3・2・14号 浦添西原線

公述人	公 述 要 旨	都市計画決定権者の見解
2	(意見の要旨) 今回変更予定の都市計画区域内の住居専用地域(坂田区)の道路が、「公道」への移管手続きがなされないまま、公衆用道路として使用されております。 当該道路の維持管理を行う主体が曖昧となっていることから、道路の環境整備に関する地域住民の安全・安心確保が長年の課題となっております。 本事案の原因は、都市計画法制度の不備、または行政の怠慢・瑕疵によるものなのか、地域住民は本事案にどのように向き合えばいいのか苦慮しております (理由) 当該道路は、道路交通法が適用されている道路であり朝・夕のピーク時は渋滞が生じています。通行車両の約7割は通過車両だといわれております。 本エリアの市街地開発の条件として「一般の道路使用を制限しないこと」と、当時の町長の文書があり、病院、高齢者施設も立地し、不特定多数の方々が往来し、社会経済活動が行われております。 本市街地が開発されて、この間、歩道や道路側溝整備、街路樹の伐採など、路の安全性を確保するために止む無く自治会費を捻出して施工したこともあります。現町長に道路整備の要請を行ったところ、「メイン道路は町で整備しその他の道路は緊急性を考慮して」との回答がありました。 何を以て緊急性を判断するのか?既に道路側溝の破損や降雨時に水溜りが出来るなど道路は劣化しております。「文化的な都市生活の確保」が緊急の課題となっております。 また、当該道路を町に移管するためには測量など調査を行い、町に寄付することを条件にしているようですが、道路は通行機能の他、水道管やガス管などの生活インフラとも深く関連しております。誰が調査・測量を行うのか?その本事案の原因は、都市計画法制度の問題なのか、行政の怠慢・瑕疵によるものなのか。都市計画法で定	都市計画原案の公述意見に対する都市計画決定権者の見解は、下記のとおりです。 記 坂田ハイツ内の私道を西原町へ移管することについては、要件等に課題があるため、西原町への移管が行われていないことを確認しました。 移管にあたっては、西原町と私道の所有者が引き続き協議を行う必要があるものの、3・2・14号浦添西原線の都市計画決定と直接関連が無い事項であるため、意見に対する都市計画権者としての見解を述べることは出来ません。 なお、理由に述べられている私道の移管に関する課題については、関係者である西原町に対して意見の内容を報告いたします。 以 上

	められた市街地開発行為は行政の指導・監督の下で行われるものと思いますが、如何でしょうか？ また、「都市の健全な発展と秩序ある整備」のため、地域住民は本事案にどのように向き合えばいいのか。お答えいただけるようよろしくお願い致します。 (参考)当該道路の使用実態は、下記で定義されている公衆用道路です。 「私道」と「公衆用道路」について(ウィキペディアより) 「私道」 私道では、道路交通法は適用されない。 2 .私道を利用できる権利 ①所有者②所有者の許可を受けている人③通行を許可されている人 3 .建築準基法の位置指定道路は私道でも公道と呼ばれるケースがある。 「公衆用道路」:一般の交通の用に供する道路をいう。 道路法による道路に限らず一般公衆の交通の用に供されるものは、私設の道路であっても公衆用道路とされる。	
--	---	--

那覇広域都市計画道路の変更に係る都市計画公聴会の公述要旨及び公述に対する都市計画決定権者の見解

3・2・14号 浦添西原線

公述人	公 述 要 旨	都市計画決定権者の見解
3	(意見の要旨) 1. 歩道橋の設置(坂田ハイツより直進道路変更するのであれば直進の横断歩道橋の設置) (理由) ア 交差点の変更により、30m 巾の道路を横断歩道が計画されている。小学生、中学生の通学路としては危険が伴う。 イ 坂田ハイツは西原町でも高齢化率が高い、散歩やウォーキング等、西原運動公園を利用する方々が多い為歩道橋が必要である。 2. ボックスカルバートの延長(約 30m の延長) (理由) ア 幹線道路によって坂田ハイツ A 地区の 10 世帯が分断され更に騒音、粉塵 及び住環境への悪化や健康被害の影響が懸念される。 イ 騒音振動は幹線道路周辺だけでなく、住宅地の裏通りまで拡大する可能性がある。幹線道路が住宅地を経由する区間は地下坑道の開削トンネル工法かボックスカルバート(約 30m)を採用。	都市計画原案の公述意見に対する都市計画決定権者の見解は、下記のとおりです。 記 1. 歩道橋の設置について ア及びイについて 坂田ハイツから坂田小学校までの徒歩の経路については、歩道幅を広げ連続的な歩道を整備するほか、(仮称)新坂田小学校前交差点では、信号制御による横断歩道を設置するなど安全を確保する計画となっております。 また、ご意見を踏まえボックスカルバートに歩道を設けることで、歩道橋と同様に浦添西原線の上空で横断することが可能となり、坂田小学校や西原運動公園に、より安全に移動する事が可能な構造に変更することで、安全な通学路等の確保を図るとの回答を得ております。 2. ボックスカルバートの延長(約 30m の延長)について ア及びイについて 大気質、騒音、振動の項目について、環境影響評価を行っており、道路供用開始後の将来の影響を予測しております。評価の結果、翁長地点において、騒音項目で基準値を 1 dB (基準値 65dB に対し 66dB の予測値) 上回る項目がありましたので、防音壁などの対策を検討するほか、供用開始後は事後調査を実施し、基準値を超える数値が確認された場合は速やかに対策を検討し基準値を下回るよう対応するとの回答を得ております。 以上のことより、事業者の計画について適切に検討がされていること、また、公述意見について、事業者において事業実施段階で適切に対応していくことを確認した結果も踏まえ、都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行います。